明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産六〇）　一
○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（同六一）

省令

○農林水産省令第六十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（輸入場所の指定） **第六条**　法第六条第三項の港及び飛行場を次のとおり定める。 一　（略） 二　飛行場　旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、福島空港、百里飛行場、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、名古屋飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、美保飛行場、岡山空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、嘉手納飛行場 2　携帯する植物については釧路空港、帯広空港、花巻空港、山形空港、庄内空港、鳥取空港、出雲空港、山口宇部空港、徳島飛行場、高知空港、佐賀空港及び新石垣空港も、法第六条第三項の飛行場とする。	（輸入場所の指定） **第六条**　法第六条第三項の港及び飛行場を次のとおり定める。 一　（略） 二　飛行場　旭川空港、新千歳空港、函館空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、福島空港、百里飛行場、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、名古屋飛行場、中部国際空港、関西国際空港、美保飛行場、岡山空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、嘉手納飛行場 2　携帯する植物については釧路空港、帯広空港、花巻空港、山形空港、庄内空港、神戸空港、鳥取空港、出雲空港、山口宇部空港、徳島飛行場、高知空港、佐賀空港及び新石垣空港も、法第六条第三項の飛行場とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十八条の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月十一日

農林水産大臣　齋藤　健